

## 研究委員会設置規則

### (目的)

第1条 本制度の目的は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下本学会と呼ぶ）の組織を利用して、多施設または全国規模において、小児循環器学の将来にとって特に重要と考えられ、国際的な成果（英文論文）につながる研究を支援、遂行することにある。

### (研究課題の選択)

第2条 研究課題は公募を原則とし、その採択は学術委員会が行い、理事会の承認を経て、評議員会、総会に報告する。

2. 研究課題は多施設または全国規模の研究とし、基礎、臨床の別は問わない。学術委員会より要望課題を示す場合がある。
3. 研究課題の申請者は、本学会評議員であることとする。
4. 研究課題に、以下A、Bの2種類を設ける。

課題A：公募課題のなかから学術委員会が採択した研究課題に対して、同委員会が研究委員会を設置し、学会からの経費補助を受けて遂行する最重要研究課題であり、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働省厚生労働科学研究補助金事業または日本医療研究開発機構からの支援を得ていないものとする。採択された研究委員会は、学会からの経費補助を受けている期間、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働省厚生労働科学研究補助金事業または日本医療研究開発機構の支援を得ることはできない。概ね3年間に3課題程度。

課題B：本学会評議員から申請され、申請者を責任者として遂行され、学会からの経費補助を受けないが、学術委員会が推奨する重要課題。

5. 応募する研究課題は、課題Aについては学術委員会が研究課題を決定した後、課題Bについては申請の時点で、申請者施設の倫理委員会もしくは日本小児循環器学会の倫理委員会の承認を必要とする。採択後に委員や研究内容に変更が生じた場合は、倫理委員会に速やかに変更を申請する。

### (研究委員会の設置)

第3条 学術委員会は、選択された研究課題Aに対して、課題の内容に鑑み、研究の遂行に適任と思われる委員長、副委員長を含めた研究委員会構成員を選出する。学術委員会の複数名を担当委員とし、研究委員会の支援にあたらせる。ただし、学術委員会の委員は当該研究委員会の委員長、副委員長になることはできない。

2. 研究構成員は、研究委員会設置後、委員会内の協議によって追加することができる。
3. 構成員は原則、本学会員とする。
4. 研究委員会は、研究の組織、背景、目的、方法、期限（概ね3年を目安とするが、研究内容によっては長期に及ぶものでも可）、結果の予測、経費を明記した研究計画書を添えて、学術委員会に提出する。
5. 研究計画書は、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働省厚生労働科学研究補助金事業または日本医療研究開発機構による公募における申請書に準じたものとし、学術委員会で検討の後、理事会での承認を経て、評議員会、総会に報告する。

### **（経費の補助）**

第4条 課題Aの研究委員会は、研究費の補助を本学会から受けることができる。

2. 経費の補助については、本学会の総予算と研究内容に応じて、学術委員会で審議され、理事会で決定される。
3. 経費の補助は原則として初年度に研究期間を通した総額を決定した上で行う。
4. 経費補助の開始は、総会における予算案の承認後とする。

### **（年次報告）**

第5条 課題Aの研究委員会は、毎年の研究年度終了前に、活動状況、研究成果、会計を学術委員会に報告しなければならない。課題Bの研究委員会は、毎年の研究年度終了前に、活動状況、研究成果を学術委員会に報告しなければならない。年次報告は、当該研究委員会の担当委員を除く学術委員会委員による審議の上、理事会の承認を経て、評議員会、総会に提出する。

2. 年次報告が不適切と判断された場合には、学術委員会は再提出を求めることができる。学術委員会は研究の継続を認めない場合がある。
3. すべての研究委員会は学術集会において、毎年活動状況と研究成果を報告しなければならない。

### **（研究委員会の終了）**

第6条 研究委員会は、研究計画書に示した研究期間内に研究を終了しなければならない。

2. 課題Aの研究委員会は、研究終了後半年以内に、決算を含む研究委員会報告書を本学会ホームページ及びNews Letter上で発表するとともに、1年以内

に、その成果を原則として英文誌に投稿しなければならない。課題Bの研究委員会は、研究終了後半年以内に、研究委員会報告書を本学会ホームページ及びNews Letter上で発表するとともに、1年以内に、その成果を原則として英文誌もしくは日本小児循環器学会雑誌に投稿することが望ましい。

3. やむを得ない理由により、研究期間の延長が必要な場合は、その理由と期間の延長により成果が得られる見通しを記載した申請書を学術委員会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

4. 延長期間は原則として1年とする。それ以上の延長および同一と考えられる研究内容の再申請は認めない。

#### **(研究委員会の取り消し)**

第7条 研究委員会は、その研究活動が本学会の目的に著しく反した場合や、研究状況や倫理上の問題などから研究の継続が適切でないと認められた場合、年次報告及び研究成果の発表がない場合には、学術委員会における審議のうえ、認定を取り消されることがある。

2. 認定の取り消しには理事会の承認を必要とする。

3. 認定の取り消しを受けた研究委員会の代表者については、一定期間、同一と考えられる研究の再申請および他の研究の新規の申請を制限されることがある。

#### **(公示)**

第8条 本学会は「日本小児循環器学会研究委員会」に関する必要な事項を、本学会機関紙およびホームページに公示するものとする。

#### **(改正)**

第9条 本規則の改正については、理事会の議を経て承認し、評議員会、総会に報告する。

#### **付則**

(施行期日) この規約は、平成28年9月22日から施行する。